

令和 2 年松前町条例第 8 号

松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年 3 月 18 日

松前町長 岡 本 靖

松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

松前町町営住宅管理条例（平成25年松前町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公募の例外)</p> <p>第 4 条 町長は、次に掲げる事由による者については、公募を行わず町営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業、<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 現に町営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、<u>既存</u></p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第 4 条 町長は、次に掲げる事由による者については、公募を行わず町営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業_____</p> <p>_____又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 現に町営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと<u>又は既</u></p>

入居者又は _____ 同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体
の機能上の制限を受ける者となったこと その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 省略

(入居者の資格)

第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の条件（老人、
身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として
次項に規定する者（同項及び次条第2項において「老人等」とい
う。）にあつては第1号 及び第3号から第7号までの条件、被災
市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定す
る被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）
第19条第1項第2号に規定する被災者等並びに福島復興再生特別
措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び
同法第39条に規定する居住制限者にあつては第4号から第7号ま
での条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条第1項第
2号に規定する被災者等については、同項の認定を受けた復興推
進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令
和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの期間に限
る。）を具備する者でなければならない。

(1)～(7) 省略

2・3 省略

(入居者の選考)

第8条 省略

存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身
体の機能上の制限を受ける者となったことにより、 _____
_____ 町長が入居者を募
集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居するこ
とが適切であること。

(8) 省略

(入居者の資格)

第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、
身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として
次項に規定する者（同項及び次条第2項において「老人等」とい
う。）にあつては、第1号及び第3号から第7号まで _____、被災
市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定す
る被災者等 にあつては、第4号から第7号まで）の条件

_____を具備する者でなければならない。

(1)～(7) 省略

2・3 省略

(入居者の選考)

第8条 省略

2・3 省略

4 町長は、第1項各号に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養しているひとり親、老人、心身障がい者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(住宅入居の手続)

第10条 町営住宅の入居決定者は、決定の通知のあった日から10日以内に、次 に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人1人が連署する請書を提出すること。

(2) 省略

2～7 省略

(敷金)

第18条 省略

2 省略

3 町長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 敷金は、入居者が住宅を明け渡すときに、これを還付する。た

2・3 省略

4 町長は、第1項各号に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、老人、心身障がい者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(住宅入居の手続)

第10条 町営住宅の入居決定者は、決定の通知のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。

(2) 省略

2～7 省略

(敷金)

第18条 省略

2 省略

3 敷金は、入居者が住宅を明け渡すときに、これを還付する。た

だし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不
履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除
した額を還付する。

5 省略

(修繕費用の負担)

第20条 町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、次条第4号
に規定するものを除き

町の負担とする。

2 省略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって町営住宅及び共同施設の
修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者
は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければ
ならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次_____に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 省略

(4) _____町営住宅及び共同施設の修
繕に要する費用で規則で定めるもの

(住宅の明渡請求)

第41条 省略

2 省略

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求
を行ったときは、当該請求を受けた入居者に対して、入居した日

だし、未納の家賃

____又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除
した額を還付する。

4 省略

(修繕費用の負担)

第20条 町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、
破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附
帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、

町の負担とする。

2 省略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる
修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者
は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければ
ならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 省略

(4) 前条第1項に規定するもの以外の町営住宅及び共同施設の修
繕に要する費用_____

(住宅の明渡請求)

第41条 省略

2 省略

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求
を行ったときは、当該請求を受けた入居者に対して、入居した日

から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 省略